

自 一九四五年

至 一九五五年

# 琉球史料 第七集

- ・泡盛の輸出
- ・酒の移出規定

琉球政府文教局

## ◎泡盛の輸出について

(一九五〇年七月一七日)

一九五〇年七月十七日より七月二一日まで東京連合軍司令部経済科学局における日本琉球間の貿易協定に関する会議において琉球より日本への泡盛輸出ができるようになったが、会議に引続き日本政府大蔵省主税局（税制課）との打合せにより、次の通り相互に了解を遂げた。

一、琉球産泡盛は焼酎の一種として取扱い、日本の酒税法に依って次の原料を醗酵蒸留したるものを焼酎と見なす。（日本酒税法第九条及酒税法施行規則第三条）

米、麦、キビ、ヒエ、トウモロコシ、高粱、馬鈴薯、甘藷、菊芋、黒斗果、し子の実、澱粉、澱粉これ等の麴清酒糟、味りん糟、その他大蔵大臣の指定する物品、

二、日本へ輸入する際税関へ別紙の様式に依り輸出地の政府の証明書を提出せねばならない。証明官は酒類の醸造についての監察官庁たる各民政府財政部長とする。証明書の有効期限は発効日より三ヶ月以内とす。

(注) 前記証明書なき時は、焼酎以外の酒類として多額の輸入税を課せられることあり。証明記載の各項目に付いては日本の各税関において検査あり日本税関は上記の証明に拘束されない。

三、現行の焼酎の日本への輸入関税は次の通り

瓶入り、二五度、一升到付、三円（日本円）

樽又は瓶入り、二五度、一升到付、一円八〇銭（日本円）

四、参 考

日本内地における焼酎の小売公定価額

一升当り、二五度、四五〇円

度数が二五度以上の場合には別に政府に申請書を提出し公定価格を設定してもらわなければならない。

## 証 明 書

- 一、製造者の住所氏名、又は名称
- 二、製造場の位置
- 三、酒類名及びそのアルコール度数
- 四、輸出数量、包装個数、石数
- 五、輸出予定年月日
- 六、原料品名
- 七、製造方法の概要

イ、蒸留機の種類

ロ、蒸留後の加工の有無

(添加物ある場合はその名称及数量)

右の通り相違ないことを証明する。

年 月 日

民政府財政部長又はその代理者

証明官吏 氏 名 印

この証明書有効期限を三ヶ月とす。

(八重山地方庁貿易弘報より)

## ◎酒の移出規定

琉球列島米軍政本部布令第二十三号

(一九五〇年七月三十一日)

### 酒の移出規定

- (一) 酒の生産地方政府の管外へ移出する酒は瓶、壺又は民政府財務課又は税務署の係員が封印できるその容器に入れるものとする。移出用の酒を容れた容器には税金支払の際に破らなければ中味が移せない様に課税品なる印のスタンプを押した紙片で固くのりつけ封印すること。  
この封印紙には中味の酒の量、酒精分含有量、納税済の税額、日付が記載してあり且つ係の徴税官の署名がなければならない。
- (二) 前記の封印の外に容器には酒造者の方で酒造者の住所、氏名、酒の原料名、アルコール含有量及び量目（石又は升、合等を表した量目）を記載したレッテルを剥げないようにぴったり貼付しなければならない
- (三) 所管民政府区域から他の民政府の所管地域へ第一項所定の封印紙及びレッテルの貼ってない酒を移出し又は封印紙を破らずに容器から酒を移すことの出来る容器を使用することは違法である。
- (四) 本布令の施行日一九五〇年九月一日以降とする。

軍政副長官米陸軍准将  
ジョン、エイチ、ハインズ  
(沖縄大観より)